

## 第11回中野区子ども・子育て会議（第6期）議事録

### 【日時】

2026年1月13日（火） 18時30分～20時30分

### 【場所】

区役所7階 701・702会議室

### 【出席者】

（1）出席委員 14名

寺田会長、和泉副会長、萩原委員、阿部委員、関委員、穂苅委員、中野委員、松田委員、宮内委員、小田委員、大隅委員、中尾委員、高橋委員、三次委員

（2）事務局 17名

子ども家庭支援担当部長

子ども教育部課長 8名

地域支えあい推進部課長 2名

健康福祉部課長 1名

子ども・教育政策課子ども政策調整係 3名

### 【会議次第】

1 開会

2 議題

（1）中野区子ども・子育て支援事業計画（第3期）改訂（案）について

（2）中野区こども誰でも通園制度の本格実施について（案）

（3）給付型奨学金事業の実施内容について

（4）子ども・子育て支援法に基づく利用定員の設定について

（5）かみさぎ幼稚園整備基本構想の策定について

（6）ベビーシッター利用支援（一時預かり利用支援）の拡充について

（7）長期休業中の食品配付事業について

（8）医療的ケア児相談支援体制等の整備について

3 その他

4 閉会

## 【配付資料】

- 資料1-1 中野区子ども・子育て支援事業計画（第3期）改訂（案）について
- 資料1-2 別添\_【一部抜粋】中野区子ども・子育て支援事業計画（第3期）改訂（案）
- 資料2 中野区こども誰でも通園制度の本格実施について（案）
- 資料3-1 給付型奨学金事業の実施内容について
- 資料3-2 別紙1\_案からの主な変更点
- 資料3-3 別紙2\_対象となる学校及び学業成績等に関する基準
- 資料3-4 別紙3\_給付金額の考え方
- 資料4 子ども・子育て支援法に基づく利用定員の設定について
- 資料5-1 かみさぎ幼稚園整備基本構想の策定について
- 資料5-2 別添1\_かみさぎ幼稚園整備基本構想（案）への意見
- 資料5-3 別添2\_かみさぎ幼稚園整備基本構想
- 資料6 ベビーシッター利用支援（一時預かり利用支援）の拡充について
- 資料7 長期休業中の食品配布事業について
- 資料8 医療的ケア児相談支援体制等の整備について

午後6時30分開会

## 事務局（子ども政策調整係）

皆様、こんばんは。本日もどうぞよろしくお願いいたします。

会議の開催に先立ちまして、事務局からご報告いたします。本日は佐藤委員よりご欠席のご連絡を承っております。14名の委員の皆様にご出席をいただいております。委員の過半数が出席されておりますので、会議は有効に成立しております。第6期の子ども・子育て会議といたしましては、本日が最終回となっております。

### 《WEB会議システム等について事務局より説明》

それでは、寺田会長、会議の進行をよろしくお願いいたします。

## 寺田会長

皆さん、こんばんは。これより第6期第11回中野区子ども・子育て会議を開催いたします。皆様におかれましては、お忙しいところご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

さて、本日の議題に入りたいと思います。本日の議題は8件となっております。

それでは、議題1「中野区子ども・子育て支援事業計画（第3期）改訂（案）について」、及び関連する内容であることから、議題2「中野区こども誰でも通園制度の本格実施について（案）」を事務局から一括してご説明をお願いいたします。

事務局（子ども政策担当課長）

《資料1-1、資料1-2について説明》

事務局（幼児施設整備担当課長、保育施設利用調整担当課長）

《資料2について説明》

寺田会長

ありがとうございました。

ただいまの議題1及び議題2についてご意見、ご質問などございますか。

では、中尾委員から先をお願いいたします。

中尾委員

説明ありがとうございます。二つ質問があって、こども誰でも通園制度の需要見込みが、資料を見ると、令和7年度とか8年度あたりでも、需要見込みが各年代20人から30人弱ぐらいという感じでなっていると思うのですけれども、資料で言うと、2の最後のページですね。これは何を根拠に出ているのかというのが一つ目の質問。

あとは、3の資料の今までの実施実績で、各利用時間が1回当たり7時間とか6時間とかで週1回や2回というところが結構多いなと思ったのですけれども、これが例えば週一律で決まっているように見えたのですが、希望によっては、例えば7時間1回ではなくて半日を2回とか、そういうのはあまり柔軟にはできないのかというのがもう一つの質問です。

というのも、0歳から2歳までとかで、私なんか子どもを幼稚園に通わせていた身からすると、週1回だけで、しかもかなり長い時間の1回というと、ちょっと負担が大きいように個人的には感じる部分もあるので、4時間×2回とかのほうが通わせたい気持ちになる場所があったので、その辺の時間配分が柔軟にできるのかお伺いしたいです。

寺田会長

高津課長、お願いします。

事務局（幼児施設整備担当課長、保育施設利用調整担当課長）

まず一つ目の質問の、最初の資料の11ページの需要見込みというところですが、令和7年度につきましては実績を出しております。令和8年度以降は推計というところで

して、今後これぐらいの方たちが利用するだろうというところなのですが、実績としましては、まず見込みではありますけれども、区内に在住する対象となるお子さんの人口推計というのがありまして、そこから保育需要をまず引きましてという形で計算式があるのですけれども、そこから見込んだ数字、現時点ではあくまでも数字ということになります。

確保方策も、今年度は現在の実績の数字なのですけれども、来年度以降につきましてはどれぐらいの保育事業者に実施してもらえるのか、そこから定員がどれぐらいになりそうなのかというところを推計して出しているもので、少しずつでありますけれども、年々施設数を増やしていきたいなど、そういう願望も入っている数字です。

二つ目の実際の利用可能時間はどう設定されているのかというところですが、これにつきましては少し説明しましたけれども、月 160 時間というところを定員 1 人当たりの上限数としまして、各保育園がどのようにしてこのこども誰でも通園制度の事業を実施したいかというところで、園側がまず使い方を決めています。その中で、上限として、例えば週 1 回 7 時間までというところでしたらば、そこに募集をかけますので、手挙げしていただいて、私が見えるようになりましてとなったときには、その中で週 1 回というところはもう変えられないのですけれども、例えば上限の 7 時間というところであれば、7 時間以内の中で私が使いたい時間を園と相談して決めるという形になりますので、一つの空いている枠に対して保育園が 1 名しか使えませんよとしていけば、その中で例えば 7 時間を 3 時間と 4 時間に分けて誰か 2 人のお子さんをお預かりするということにはなかなかならないのですけれども、実際に使いたい方が使いやすいように時間を設定することは可能かなと考えております。

#### **中尾委員**

ありがとうございます。ちょっと需要見込みのところは少ないように感じたのですけれども。ありがとうございます。

#### **寺田会長**

それではほかに。お待たせしました。穂苅委員お願いいたします。

#### **穂苅委員**

2「実施内容」なのですけれども、(1)の「私立保育所等の空き定員等を活用し」と書いてあるのですが、空き定員を活用するのですよね。「等」というのはほかにも対象となることはあるのでしょうか。

**事務局（幼児施設整備担当課長、保育施設利用調整担当課長）**

ここで言う「空き定員等」と言いますのは、ここにつきましても保育事業者側がどういう形でお子さんをお預かりするかというのを決めていただくのですけれども、空き定員というのはそのまま書いてあるとおりでして、例えば0歳児の園の定員が10名だとしますが、実際に入園された方は9名ですとなったときに1名分空きがあるので、そこをこども誰でも通園制度として例えば週1日ずつどなたかをお預かりするというのが空き定員を活用するということです。それ以外としては基準があるのですけれども、保育園の保育士の配置基準を満たしていることと、面積に余裕があって定員以外にも1人、2人お子さんを受け入れられる余裕があるよという園があったとしましたら、その余裕分を活用してお子さんをお預かりしたいですという事業者さんがいましたら、そちらも可能ですよと、そんな意味でございます。

#### **穂苅委員**

ありがとうございます。続いてなのですけれども、(2)要支援家庭向けの定期的な預かり支援なのですが、「区立保育所の定員1名分を確保し」ということが区立保育所はあるのですが、このような形で要支援ではなく、誰でも通園制度に基づいて、私立保育園は、例えば当園であれば0歳が定員9名なのですけれども、8名として1名を誰でも通園制度にしたいという希望を出してもよいのでしょうか。

要は入園がこれから決まっていくかと思うのですけれども、申込みがあって、最初のうちから誰でも通園制度の空きを確保できるかどうかという質問です。

#### **事務局（幼児施設整備担当課長、保育施設利用調整担当課長）**

ここでお答えする話かどうかというところはあるのですけれども、区側で保育の需要に対してこれぐらいの定員を確保したいというものがまずございますので、定員変更を希望する場合には、こちらにまずご相談いただくということが前提になります。

その中で、誰でも通園制度のほうにお子さん1名分を使っただけでも結構ですと言えるかどうかというのは、その時々事情ということもありますので、改めて個別にご相談していただければと思います。

#### **寺田会長**

ありがとうございました。ほかに何かございますでしょうか。

関委員、お願いします。

#### **関委員**

ただいまは保育園さんからのご質問でしたので、幼稚園からもちょっとご質問したいと思います。幼稚園は、例えば私どもが10月から始めさせていただいたのは、多様な他者との関わりの機会を創出する事業。これは本当に子どもにとっていいことだと考えて、もともとそのようなクラスをつくっていたので、2歳児が幼稚園にやってきて、ある部屋でもって幼稚園の園庭で遊ぶ子どもたちを見ながら、幾分の時間は親子で通ってくる。そうすると、子育てはどうやってやるのか先生をモデルにして学ぶことができる。子ども同士が遊んでいるところに、トラブルもあれば、わがまを当然言う時期だし、それを見ながら、先生がどう解決しているか見ることもできる。

そして、子ども同士はトラブルのようであり、これが関わりであって、このことが将来も生きていく、学びの基になるということも分かる。これはすばらしいことだと思うところに、このこども誰でも通園制度を1階に置いて、そして2階に多様な他者との関わりの機会を創出する事業ができるということで、それが決まりならばと思ってさせていただくことができ、保護者も安心できて、そして幼稚園に3歳から、次の年通うに当たって、その土台にあるところが分かってくると、子ども同士のトラブルも「けんかやめさせてください。うちの子にそんなことが起こらないようにしてください」なんていう話もなく、「お互い様ですから。相手のお子さんは大丈夫でしたか」という話が出てくる。

それは本当に子ども同士の関わりを大切にしていって過程が生まれていくことでもあり、幼稚園の中の教育・保育が子ども同士の関わりを大切にしながら、もちろんそこにはトラブル、けんかは当たり前。それは一つの会話であるということが理解されていく道筋としてとても大切であり、また有意義なことになっていくことを確信して、ありがたいことだと思うわけです。

そういうことをやれるのに、こども誰でも通園制度となると、保育室を保育園のような形でつくらなければならないということで、幼稚園は、空き教室を使えばいいのだけれども、その空き教室はほかのことにも使うとなると認定していただけないというので、幼稚園さんたちになぜなさらないのかとお聞きしたところ、やはりそれを認められないとできないということがネックになって難しいのだとおっしゃいます。

そのことができれば、幼稚園もそういうことに大いに役に立って、東京都も中野区も皆、子どもが伸びやかに育つということを大切に、未来をつくる子どもたちがいろんな経験ができながら、幼小の連携でもあるように、学びの土台をつくっていくという幼児期の大切さをそこで具現化するには、「こうしてはいけません」「うちの子が何も無いよ

うにしてください」「けんかはなしにしてください」と言われても「それは駄目なことなので」というか、「大切なことなので」ということに導くことができないようになってしまうのはとても残念で、中野区が願っていらっしゃるのと違うことになっていくのだろうなと思うと、それをもう少し推進するようなことが今後できていかないかということをやっと思いまして、長々となりましたけれども、ご質問させていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

#### 寺田会長

ありがとうございました。では、林課長、お願いいたします。

#### 事務局（保育園・幼稚園課長）

今、関先生からのご質問でございますけれども、そもそもこども誰でも通園制度として、幼稚園のほうは、余裕活用型となっております。多様な他者との関わりの機会を創出する事業のほうも同様なところとなっておりますので、国の制度が変わらないと、先ほどの保育園の空き定員の活用型はちょっとできないといった現状でございます。

#### 関委員

分からないではないのですが、今園児数はどんどん減っているわけなので、例えば遊戯室だとか何かを使って、その時間はその子どもたちにとということで、ちょっとした仕切りをつけるでもいいと思いますし、またそこにお兄ちゃんお姉ちゃんがやってきましたら、いいことが起こるのではないかと、多様な他者との関わりと言え、ということで、ぜひという話から始まったのではないかと思うのですが、その場所を新たにつくらなくてはならないとなると、そんなゆとりは今、幼稚園にはないところが多いわけですね。

このこども誰でも通園制度と、1階・2階建てになる前は、東京都は空いている場所であればそれは可能だと言ってきたのが、このことによって難しくなったわけで、ほかのところでも断念せざるを得なくなって、この1年やってきたけれども、令和8年度からはできないというところも多くおありなのですね。幼稚園のよさを生かしたいと思ってやっていることができないとなると、幼稚園を要らないと思っいらっしゃるのかという声さえ現れてくるのですね。

長年、100年という時間を、区からも信頼を得て行ってきた幼稚園が辞めざるを得なくなる理由の一つもそこに出てくるのですよね。そういう救済の意味でも、幼稚園の役立つことをやりたいと思う園に手を差し伸べてくださるような中野区の方策を考えていただけないものだろうかと思っまして、お話を申し上げました。

## 寺田会長

林課長、どうぞお願いします。

## 事務局（保育園・幼稚園課長）

また機会を捉えて、国や都のほうにはそういったお声について要望してまいりたいと考えております。

## 関委員

ぜひよろしくお願ひ申し上げます。

## 寺田会長

ありがとうございました。ほかにご意見はないでしょうか。ご質問等ございませんか。大丈夫でしょうか。

それでは次に、議題3「給付型奨学金事業の実施内容について」、事務局からご説明をお願いいたします。

## 事務局（子ども政策担当課長）

### 《資料3-1～3-4について説明》

## 寺田会長

ありがとうございました。ただいまの議題についてご意見、ご質問などございますか。和泉委員、お願いします。

## 和泉委員

和泉です。この給付金の奨学金の制度なのですけれども、いろいろ運用面でまだまだ改善の余地があるかなという部分と、あと資料についても恐らくあまりやろうとしている制度と、例えば図示しているものがあまり整合的でない部分があるなと思っておりまして、ぜひ改善していただきたいなと思っております。

まず一つあるのは、成績要件に関しては、前回の会議も含めてもうちょっと中野独自に見直したらどうかということも、留年しなければいいのではないのぐらいのことを言っただけなのですが、今回国の制度にかなりピタッと寄せてきた。特に運用している日本学生支援機構がやっている成績要件のほうに寄せてきたというのがあります。ただ、このときに学修計画書を出すと大抵の条件はクリアできてしまう。

例えば、高3の子でこれから進学しようと思っている子たちで、この学修計画書を書けば、大抵の人は応募できてしまう。となると、区内の高3みんなが応募できてしまうぐらいのとてつもない量になってきて、それをちゃんと処理しきれぬのかと、見きれぬのかと

というのがあります。また在學生も出してくるといって、年々その量が増えてくるといって出てくる。

国の制度とマッチングさせることを考えたときに、一つアイデアとしてあるのは、やはり運用として、国制度で採択された人を継続させる、採択するというのが一つの方向性かなと。ある意味国側の判断に預けてしまうということですね。差額を埋めるという形での給付の考え方というのがありますので、それでいいのではないかなと思っています。

あとは、中野区独自の条件として年齢 29 歳まで。国の制度ですと高校卒業後 2 年後までなので、20 歳の子で大体足切りを食らってしまいます。ですが、区の独自の要件で 29 歳までという形でやっておりますので、この部分に関しては区で判断しなければいけないかなと思います。

その 29 歳までの独自要件の部分なのですが、資料 3 - 4 の別紙 3 となっている図のところ、国の支援に区が上乘せしますよと、そういった図が書かれているのですが、これはあくまでも国のマッチングができる卒業後 2 年以内までの人に対してであって、独自支援になるような、それよりも上の年齢の対象者に関しては、区が満額支援するのかといった部分についても明確に別の図で示したほうがいいかな。A 区分、B 区分ということをやるのであれば、C 区分なり D 区分なりという形で、年齢条件で分けるような図を示したほうがより分かりやすくなるのではないかなと、こんなふうに思っております。

私からは以上です。

## 寺田会長

ありがとうございました。小飼課長、お願いします。

## 事務局（子ども政策担当課長）

では、最初の質問のところ、学業成績に関する部分で、学修計画書の記載をいただいたときにかなり運用面での処理というのですか、確認などに工夫することが必要ではないかということなのですが、制度の大枠としてはこの形で進めたいと考えているところですが、実際に国の制度に今回批准というか、参考にしているところもありますので、実際に学修計画書などが出された一方で、国のほうにも制度として認められている方がいた場合なども踏まえた上で、制度の運営として工夫できる部分については、なるべく効率的な運営の方法を考えていきたいと思っています。

それから、年齢要件が広がることについてのモデルケースの部分になります。こちらご指摘いただいたとおり、こちらは国の制度の対象になる場合は、グラフでいうところの緑

の部分について、国が支出する部分。さらにその上限額を埋める形で区が、この肌色というのですか、部分を支出することになります。29歳についてはこの国支援が丸々なくなる形になりますので、確かにその部分については区の支出になります。この部分については実際にどのような形で利用される方について必要な情報を届けていくところも踏まえた上で、そのあたりを考えていくことになるかなと思います。現時点ではご指摘いただいたとおりと認識しております。

#### 寺田会長

和泉委員、どうぞ。

#### 和泉委員

今のお答えだと私、確認し忘れていた部分があって、国制度に申し込んだけれども採択されなかった人が、区独自の制度で採択されることもあるということですか。例えば20歳ぐらい、18歳の子が。

#### 事務局（子ども政策担当課長）

恐らくそこは国の制度を寄せていますので、まずないかなと考えております。ほとんどそういった方々というのは生じてこないかなと思いますし、基本的には年齢要件の部分はかなり大きいところかなと思っています。

#### 和泉委員

委員としてよりも大学教員の立場として言うと、実際、学修計画書を学生が書かなければいけない場面に遭遇したことがあります。それはもう事務職員も、また教員側もちゃんと通るような学修計画書を学生に書かせるためにかなり膨大な時間を使います。だとすると、国も出しているのに中野区にも出さなければいけないのというのはすごく手間です。だったら国の判断に任せてしまったほうが、ある程度中野区が独自に審査しなければいけない学修計画書は減らせますし、実際そういった事務コストを中野区も負わなければいけなくなるということを考えると、もう学修計画書というのは、国の制度を申し込んでいない人、中野区独自の部分だけとしたほうが、あとは国任せの判断にしたほうがとてもシンプルになるし、当事者みんな助かるということになるのではないかなと思っています。

#### 事務局（子ども政策担当課長）

効率的な部分は確かに一定あるところではありますが、区としての判断という面もどうしても生じてきてしまいますので、一定区としても例えば学修計画書の内容であったりと

か、あるいはその取扱いというところについては、今、いただいたご意見なども少し勘案しながら、どういったことを進めていくかというところで考えていければと思います。

**寺田会長**

よろしいですか。ほかに質問ございますか。よろしいでしょうか。

それでは、ありがとうございました。

議題4「子ども・子育て支援法に基づく利用定員の設定について」、事務局からご説明をお願いいたします。

**事務局（幼児施設整備担当課長、保育施設利用調整担当課長）**

《資料4について説明》

**寺田会長**

ありがとうございました。ただいまの議題についてご意見、ご質問などございますでしょうか。大丈夫でしょうか。

それでは、次に移りたいと思います。議題5「かみさぎ幼稚園整備基本構想の策定について」、事務局からご説明をお願いいたします。

**事務局（幼児施設整備担当課長、保育施設利用調整担当課長）**

《資料5-1～5-3について説明》

**寺田会長**

ありがとうございました。いかがでしょうか。ご質問、ご意見ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、次に移りたいと思います。議題6「ベビーシッター利用支援（一時預かり利用支援）の拡充について」、事務局からご説明をお願いいたします。

**事務局（子育て支援課長）**

《資料6について説明》

**寺田会長**

ありがとうございました。何かご質問、ご意見ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、議題7のほうに移りたいと思います。「長期休業中の食品配付事業について」、事務局からご説明をお願いいたします。

事務局（子育て支援課長）

《資料7について説明》

寺田会長

ありがとうございました。いかがでしょう。ただいまの件についてご質問やご意見ございますでしょうか。

阿部委員、お願いいたします。

阿部委員

2点ございます。1点目は簡単なのですけれども、申請制ということですが、どのように申請するのかというご質問です。2点目ですが、これは意見ですけれども、食品の内容なのですが、インスタント食品やレトルト食品といったものが入っているということかと思いますが、これが事業委託ということなのですから、中野区はどれくらい中身について関与することが可能かということなのですね。

参考までに申し上げますと、例えばユニセフはHighly processed foodと言われるようなものについては、もう寄附を受けつけることさえも全くしていないということですので、そういったものが子どもの健康に悪いといったことがもう医学的にもはっきりと出ておりますので、ポテトチップスでさえも配付していないのですね。それを考えますと、お菓子などと書いてあるのですが、ポテトチップスぐらいであればいいのですが、インスタント食品、レトルト食品というのは、かなりもうバツだと思います。なので、業者に委託してしまうと、業者が安いものですか、そういったものを入手するようになってしまいますから、中野区のほうで何を配付しているのかの把握ができなくなってしまうかなと思います。そのところで、やはりある程度のコントロールを入れないと、本当にこんなものが配られているの、それも税金を使って配っているのということになると、かえって逆効果になってしまうのではないかなと思われまので、例えばお米だけにするとか、そういった工夫が必要なのかなと思いました。

寺田会長

いかがでしょうか。

事務局（子育て支援課長）

ありがとうございます。まず1点目の申請のところですが、こちらはまず対象要件に該当する世帯の方につきましては、区のほうでも把握できるところでございますので、

まず区のほうから対象世帯のほうに通知を送らせていただきます。その上でこちらの事業を利用したいという方から申請を。

#### 阿部委員

その申請の方法が、区役所に来て紙を出さなければいけないのか、それとももっと簡単な方法でいいのか。他区では、例えば千代田区のこども宅食なんかはLINEでやっているのですよね。そのようなやり方ですと、すごく申込みが容易になるといったこととお聞きしますが、その方法はどのようにということです。

#### 事務局（子育て支援課長）

今のところは通知のやり取りですので、郵送等で考えているところでございますけれども、区民の方の負担にならないような方法というところにつきましては検討させていただきます。

#### 阿部委員

せめてウェブかなと思います、やり方としては。

#### 事務局（子育て支援課長）

そういった点も含めまして、事業実施までにはしっかり検討していきたいと思っております。

2点目の食品の中身というところでございますけれども、配付する内容につきましては、実際事業者が決まりましたら、区のほうでも配付内容については一緒に検討していきたいと考えております。事業者のほうで一方的に内容を決めることはないという形で進めていきたいと思っております。

配付する食品の内容につきましては、実際配付可能なものというところも確かにあるのですけれども、この検証事業も含めて、お子様の健康に少しでもよいものをお配りできるようにしていきたいと考えております。

#### 阿部委員

こちら辺についてはかなり日本の方々の意識が遅れていると考えておりますので、例えばユニセフではとある大手加工食品企業の寄附さえも拒否しているのです。そこまでやらなくてもいいと思うのですが、このマインドが区役所の方も「私たちも家で食べているからいいだろう」みたいな感覚でやられると、恐らく後で批判なんかの対象になってしまうかなと思います。

#### 事務局（子育て支援課長）

ありがとうございます。

## 寺田会長

ありがとうございました。阿部委員、藤嶋課長ありがとうございました。ほかにご意見ございますでしょうか。

小田委員、お願いいたします。

## 小田委員

ご説明ありがとうございました。令和8年度は試行的実施ということなのですが、まず対象世帯は、今の段階でこの非課税世帯等の世帯と合計で①、②、③で何世帯ぐらいを考えているのか、また、試験的に配付をする世帯数は何世帯ぐらいを考えているのか教えてください。

## 事務局（子育て支援課長）

まず対象の世帯としましては、小学校1年生から中学校3年生までで、この三つの条件のいずれかに該当するという世帯につきましては、1,600世帯程度を想定しているところでございます。

令和8年度の事業の実施内容でございますけれども、こちらは検証という部分もございますので、おおむね実態調査などの困窮層の割合などを踏まえまして、500世帯というところで今想定しているところでございます。

## 小田委員

ありがとうございました。

## 寺田会長

ありがとうございました。ほかにご意見やご質問ありますか。高橋委員、お願いします。

## 高橋委員

食品の内容についてのご質問なのですけれども、アレルギーを持ったお子さんなどいる中で、アレルギー対応の想定をされているのか、もし想定されている場合はどのような対応を想定されているか、教えていただけたらと思います。

## 事務局（子育て支援課長）

アレルギーの部分につきましては、やはり多くの世帯に一括で配送するところもございまして、個別にアレルギーの調整までは難しいと考えておりますので、実際ご利用されるご家庭のほうで、もしお子さんにアレルギーのある食品がある場合は除いていただくというところで考えているところでございます。

## 寺田会長

高橋委員、よろしいでしょうか。

## 高橋委員

いろいろな内容があるかなというところで、一括して配送されてしまうからこそ、配られたものはやっぱりお子さんが食べたがったりというところもあるのかなと思うので、今すぐには難しいにしても、先ほどの阿部委員のお話ではないですけども、そういった対応も今後検討していただけるといいのかなと個人的には思いました。

## 寺田会長

ありがとうございます。ほかにはご意見ございますか。よろしいでしょうか。

それでは、次の議題に移りたいと思います。議題8「医療的ケア児相談支援体制等の整備について」、事務局からご説明をお願いいたします。

## 事務局（障害福祉サービス担当課長）

### 《資料8について説明》

## 寺田会長

ありがとうございました。ただいまの議題についてご意見、ご質問ございますでしょうか。高橋委員、お願いします。

## 高橋委員

事業内容の(2)医療的ケア児SNS相談の開設ということで、気軽に時間や場所の制約なくとお書きになっているように、すごくいいなと思うのですが、お答えいただく方だったり、お答えいただく体制みたいなものがどうなっているのかということが1点と、ほかにも公的機関とか、あるいは団体でもSNSでの相談窓口があるかなと思うのですが、そこの違いなどもございましたら、教えていただけたらと思います。

## 事務局（障害福祉サービス担当課長）

ご質問ありがとうございます。こちらのSNS相談につきましては委託を考えておりまして、医療的ケアに精通している事業者が受託してくれる見込みでおります。なので、相談支援体制としましては専門職ですね。看護師さんですとか、社会福祉士、様々な専門知識を持った職員が対応するというので、実施いたします。そういったところで、区でも様々なSNS相談を今も実施をしているところではありますけれども、より医療的ケアに特化したSNS相談というふうにお考えいただければと思います。

## 寺田会長

よろしいでしょうか。ほかにご質問ありますか。

#### 高橋委員

加えてなのですけれども、委託ということなのですが、区の障害福祉課との連携というものがあるのかというところで、例えば直接窓口に来た方がSNSでも相談となった場合、そこは全く別の、また新たな相談という形になってしまうのか、それとも何かしらの情報共有があるのかというところで、先ほど「ここの一と」のお話もあったときに、1からまたお話をするという関係性みたいなものもあるのかなと思ったのですが、そこは全く別物と考えてよろしいのでしょうか。

#### 事務局（障害福祉サービス担当課長）

こちらは連携をとらせていただきたいと考えておりまして、委託で行うSNS相談の中で、これはやはり区のほうで対応をしたほうがいいのか、対応する必要があることに関しましては、(1)の専門相談の職員のほうにつなげていただくということを想定しております。

#### 高橋委員

ありがとうございます。

#### 寺田会長

ほかにご意見、ご質問ございますでしょうか。和泉委員お願いします。

#### 和泉委員

和泉です。先ほど医療ケア児56人という数字が出てきて、結構いらっしゃるなという印象を受けたのですが、医療的ケア児の年齢というのは18歳までを数えて56人ということでしょうか。それとも、就学・未就学とかそういった区分で見たとき、どうなっているのかなと気になったのが1点と。

あと、当然障害者福祉のほうで扱ったときに、就学可能なお子さんがいたときの就学支援の在り方とか、そういったものについての調整はどういう形で進められているのかなというのが気になりまして、そのあたり教えていただければと思います。

#### 事務局（障害福祉サービス担当課長）

ご質問ありがとうございます。56名の医ケアのあるお子様は18歳未満ということなのですが、内容を見ると30人ぐらいは未就学の方々です。なので、おうちで様々な支援を受けていらっしゃる方ですとか、保育所等を利用されている方もいらっしゃるところではございます。

就学の援助につきましては、今、学務課等と連携して対応させていただいているところでございますけれども、令和5年から医療的ケア児の地域協議会というものを設置しております、学識の先生方、専門職の方々、あとは当事者のご家族ですとか、あとは区の関係所管の課長にも入っていただいて、そういった協議会の中で、この事業についても組み立ててきておりますので、就学についても必要なときには連携をとらせていただいていると考えています。

#### **寺田会長**

ありがとうございました。いかがでしょうか。先ほどのベビーシッターの中にも障害児に対するニーズの高さと、それに対応する数字の数を感じたわけですが、その辺も含めて手厚くなさっているのだなということを感じました。

ほかに何かご意見、ご質問などございますでしょうか。では中尾委員、お願いします。

#### **中尾委員**

中尾です。質問です。医療ケア児等専門相談窓口と記載があると思うのですが、医療的ケア児等というのにどこまでの方が入るのかというのをお伺いしたいです。というのも、私のママ友さんが大分前に練馬に引っ越してしまったのですが、昔2人目のお子さんが医療ケアまではいかないけれども、酸素チューブをつけないといけない。安定しているときは外せるというようなお子さんが、私も詳しくは分かっていないのですが、そういった方がいらっちゃって、でも、それだと医療的ケア児にはカウントされないけれども、でも普通の保育園にはそのままでは入れない。医療ケア児枠でも入れないし、普通枠でも入れないからどこも受け入れられませんかと言われて、保育園とか幼稚園とかどこも入れなくて困っているという話を聞いたことがあって、中野では入れないからと言って、結局練馬区に引っ越されたことがあったんですね。なので、医療的ケア児まではいかないとか、その「等」というところに、私もどこで線引きをされているのか詳しくないのですが、できるだけちょっと広めにとって、その隙間に、狭間に落ちる方がいないようにしていただきたいなと思いました。

#### **事務局（障害福祉サービス担当課長）**

ありがとうございます。本当に聞いていただきたいご質問だったりとかして、ありがとうございます。私どももこの専門相談窓口を設置するに当たって、やはり同様のご意見いただいたところで、医ケアがない重身のお子さんはどうなのとか、そんなお話もいただきましたし、今度は医療的ケアの法律も改正されて、18歳未満だけでなくやっぱり18歳以

上もという話も出てきている中で、そのあたりの切れ目ない支援というところも非常に重要だと考えております。そういったことから「等」を入れさせていただいたところがございます。

#### 寺田会長

ありがとうございました。その「等」という表現の意味を今ご説明いただきました。すごく良い質問だったと思います。改定保育所保育指針のときも同様の話題がございました。議題から少し逸れますが、保育指針の中で「保育士等」という言葉がたくさん出てきます。保育士という表記もあります。この場合、保育士は保育士オンリーで、保育士等になると保育園のオールスタッフのことを意味します。この内容を全国各地で委員として解説しましたが、その差異をご存知無いという方たちが多くいらっしゃいました。そのため、今のようなご質問をしていただくと、なるほどと、ご参加いただいている皆様で理解できましたため、すごく良い内容だなと思いました。

ほかに何かご意見、ご質問ありますか。関委員、お願いします。

#### 関委員

このところ幼稚園への入園のお問合せも、医療的ケアなのか、気楽に「磁石が近くにあると心配なのです」みたいなことをおっしゃる方があったりするのですね。何かの器具を一時つけるとか。だから、そういうことについて、保護者の意見はお医者様から何かということ、今は病院に行っていないですみたいなことがあるので、園としてもお尋ねできるシステムでもあっていただきたいと。できれば、この園の環境で預かることができるならば、ほかの子どもにとっても支援児と同じように大切なことだと私は思っているのです。でも、そのように言ってももう少し詳しくということになると、そのお問合せが消えてしまうみたいなことがあって、それはとても残念だなと思うのですね。そういうこともお考えいただけるシステムになりますでしょうか。

#### 事務局（障害福祉サービス担当課長）

ご質問ありがとうございます。今現在も様々子育て関係のご質問、ご相談とかに対応していただいている部署もありますので、そういったところと連携しながらとは思っていますけれども、一義的なご相談は受けますということにしているので、「それは違います」ということはないように対応して、各所管と連携をしていきたいと考えております。

## 関委員

もしもそこではなくて、このことについては、別のところに聞いてくださいと言うならば、その場所を教えていただきたいと思うのです。これは本当に割合あることに思いますので、ぜひお教えいただきたいなと思います。

## 寺田会長

ほかに何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

これまでの議題に対して質問なさりたかったけれども、質問を躊躇してしまったとか、このところもう少し伺いたかったという方がいらっしゃるようでしたら、少しお時間もございますので、ぜひ挙手いただいて、ご意見をいただきたいと思います。何かございますでしょうか。

和泉委員、お願いします。

## 和泉委員

和泉です。議題の3番の給付型奨学金事業のところで言い忘れていたことがありまして、追加でお願いしたいと思います。

この中野区の給付型奨学金の奨学生に採択された人に対して、何かノルマを予定されていたりする予定はあるでしょうかというのが一つ質問です。例えば、採択されたからお礼会みたいなのを別に開く必要はないと思うのですけれども、例えば若者会議に参加してもらうとか、いろいろな形で区に積極的に関わる人に、奨学生になってもらいたいというメッセージとか、そういったものを入れるとか、そういう工程はありますかというご質問です。

## 事務局（子ども政策担当課長）

ありがとうございます。今のこの制度全体の中で、具体的に積極的な義務みたいな形で何かを課すというところについては、現段階では想定していないところです。ただ、今回、若者年齢を対象として実施するというところを踏まえまして、奨学生に採用された方については、例えば区に関する事業についてのアンケートであったり、また、いろいろな事業のご案内だったりとか、そういった部分についてお願いをしたり、ご協力をいただくというところを一つ考えているところではあります。

少し加えて、様々な事業の骨格自体はこちらで組んで行くのですが、区へのさらなる貢献というような意味でも、この事業を受けてどういったことができるようになったであるとか、この事業ができたからこそ実現できたことがあったということを少し言って

いただくような機会、タイミングなどを何かしらつくっていくことも一つできるかなと思っていますので、そういった意味でのご協力も得られるといいかなと考えているところです。

#### 和泉委員

ありがとうございます。

#### 寺田会長

ありがとうございました。ほかに何かご質問やご意見はございますでしょうか。

#### 萩原委員

議題の7に関わってのことなのですが、先ほども意見としてありましたけれど、品川区の場合は給食を無農薬にしようという動きがあるようなのですが、中野区のほうはどうなのでしょうかと。少し発展というか、そういうことで質問させていただければと思います。

#### 事務局（子ども教育部長、教育委員会事務局次長）

教育委員会事務局として、子どもたちに安全な給食を提供するというのは必須なことだと思っております。その中で無農薬をどうしていくかということなのですが、無農薬も検討はしたのですが、無農薬のものを安価で定量的に供給できるかということが一番ネックになっているところです。

まず手始めとして、来年は無農薬の米、有機米というものを毎食ではないですが、機会をつくってやっていこうかというのを考えています。その後、どういう策ができるかということについては検討していきたいと思いますが、どうしてもやっぱり無農薬のもの、ということです。

今、子どもたちって、無農薬はどうしても虫とかがついていたりして、それを子どもがすごく過敏なまでの反応をすることもあって、そうすると異物混入ではないですが、虫がついていたこれは食べられない、虫の食べた跡がある野菜も、虫が食べた野菜でこれは食べられないのではないかみたいな反応もあるので、その教育もしていく必要があるかなと思っていますので、そういったものを総合的に対応していきたいと考えているところでございます。

#### 寺田会長

ありがとうございました。ほかに何かご意見、ご質問などございますでしょうか。よろしいでしょうか。中尾委員、お願いします。

## 中尾委員

中尾です。かみさぎ幼稚園の基本構想についてなのですからけれども、以前も一度質問をさせていただいて難しいとは思っているのですけれども、やはり聞かたびにすばらしい計画で、設備だけではなくて、いろいろなそれこそ医療ケア児だとか、障害のある方だとか、いろいろなインクルーシブな環境でということと、とても魅力的な幼稚園になっていくのだなと思いますが、魅力的だからこそその区立幼稚園の地域偏在というのはちょっと気になっていまして、難しいとは思いますが、幼稚園バスを、特に中野区の南のほうは幼稚園がすごく少ないので、幅広い地域から通えるようなことを検討していただけたらということだけお伝えさせていただきたいです。

## 寺田会長

今貴重なご意見をいただきました。ほかに何かございますか。第6期最後の会議でございますので、一言、これを言っておきたかったということがありませんように。

阿部委員、お願いします。

## 阿部委員

先ほどの奨学金の話なのですからけれども、この奨学金をもらってよかったみたいなことを言ってもらおうといったことを言わせるのは、私は反対です。それはチャリティの観点で、私たちが何かをやってあげた、だから彼らは感謝しなければいけないという、上から目線の対応と思うのですね。

例えば子ども会議に出てもらうというのは、彼らの意見を聞くという場ですので、それはいいですけれども、彼らに感謝の言葉を言わせるだとか、「中野区ありがとう、税金払ってくれた皆さん、だから私たち行きました」みたいな、そういうのはちょっと趣旨と違いますし、子どもの権利という観点からも違うのではないかなと思います。

なので、教育を受けるのは子どもの権利ですので、ちょっと押しつけがましいと言いますか、そういう支援ではなくて、私たちは当然のこととして、中野区にいる大人として、中野区の子どもの伴走しているわけですから、それをそういった観点でいけば、彼らの意見を聞かせてくださいぐらいの、それぐらいの感覚でいるべきではないのかなと思いました。

## 事務局（子ども政策担当課長）

ありがとうございます。私も少し表現があれかもしれませんが、恩着せがましくという趣旨のものというよりは、あくまでこの事業を使ってもらったときに、例え

ば、一つこういうものを使うことでこういうことができるという、いわゆる周知の一つということでも、一つできるかなと思っています。

ただ、あくまでこういったことに協力してもらえるかどうかという視点の下で、いろいろ考えてはいるところではあるのですけれども、どういった形でこういった事業を実施することでいろいろな若者の年代とのつながりということができるわけではありませんので、どういったことを、事業を実施するというに加えて、区政の中にも生かしていくことができるのかという視点を持ちながら、様々なことは検討していきたいなと思っています。

#### 寺田会長

ありがとうございます。23区の中で特別な取組なので、中野区がこういうことに奨学金として若者を応援しているのだというところを多くの方に知っていただくのは、すごく良いことなのかなと思います。

ほかにご意見、ご質問ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。本日一言もご発言いただいている方、いかがでしょうか。

大隅委員、お願いいたします。

#### 大隅委員

ありがとうございました。大隅です。何点かあるのですけれども、まず長期休暇中の食品というところで、学校のない長期休暇中のお子さんたちのためにというのはすごく分かるのですけれども、結局のところは、実際私もそうでしたが、フードパントリーとか、いろいろ社協さんでやられているのだとかも、そこまで行ってもらうというのはすごく抵抗があって行かなかったとかいうことがあったので、配達というよりも届けてくださるのはすごくいいなと思っていました。この対象のほうも、これだけの何人か、先ほど人数をお伝えいただいたのですけれども、これ全世帯というわけにはいかなかったのでしょうか。また、先ほどアレルギーのことですとかいろいろあったのですけれども、家にいるときに子どもらがというよりも、この年齢のときは、学童に行っていて、お弁当を持っていくとか、あと部活に出て行って持っていくとかで、結局一番よく使っていたのはお米だなとか、そういうことを思っていたので、もちろんインスタント食品を置いていることもありますが、それは毎日食べるわけではないので、そちらのほうで今、お米券がとかいろいろありますから、そういったものでいただいてもありがたかったなとちょっと思いました。

もう一つは先ほどの奨学金、阿部委員がおっしゃったように、いろいろなところの奨学金を受けて、やはりありがとうメッセージを書いたりということも、よく仰天されるので

すね。あとはその奨学金の会とかでいろいろな会がありまして、そこに出て行っていろいろなお話をさせていただくと、こういう交流の場とかもあるのです。それは一企業さんとか財団さんのほうからいただくものとかなのですからけれども。

でも、前回のときもお伺いしたのですが、29歳までといっても大学院のほうは駄目だったのだと、先ほど資料や説明の中になかったので、ちょっと残念だなと思っているのですが、「本当に勉強したいけれども行けないんだよね」という子たちはたくさんいると思いますので、そういう子たちに向けたもので、これからも広げていっていただきたいなと思っております。今日はありがとうございました。

**寺田会長**

ありがとうございました。ほかにご意見、ご質問ございませんでしょうか。

それでは、よろしいでしょうか。これにて第6期第11回中野区子ども・子育て会議を終了いたします。本日も様々なご意見をいただき、ありがとうございました。

**事務局**

《事務局より事務連絡》

**寺田会長**

ここで一言、事務局よりご挨拶をお願いいたします。

**事務局（子ども家庭支援担当部長、子ども・若者支援センター所長）**

《事務局より挨拶》

**寺田会長**

ありがとうございました。委員の皆様から2年間にわたる活動全体を通して何かご発言なさいたい方、いらっしゃいますか。参加した感想などでも結構でございます。どなたかご意見をいただけましたらありがたいです。

**第6期委員**

《第6期委員数名及び和泉副会長、寺田会長より挨拶》

**寺田会長**

最後になりましたが、皆様の今後のご健勝とご活躍を心からお祈り申し上げます。12年間という長きにわたり、本当にありがとうございました。感謝申し上げます。

それでは、これにて第6期第11回中野区子ども・子育て会議を終了いたします。本日も様々のご意見をいただき、ありがとうございました。お気をつけてお帰りください。

午後8時23分終了